

平成30年度第1回 山陽小野田市総合教育会議議事録

1 日 時 平成30年7月26日（木曜日） 13時30分開会 14時50分閉会

2 場 所 市役所本館3階第2委員会室

3 出席者 市長 藤田剛二 教育長 宮内茂則
教育長職務代理者 砂川功 教育委員 竹田佳枝
教育委員 棟久佳子 教育委員 中村真也

4 欠席者 なし

5 市長、教育長、教育委員及び傍聴人を除き、会議に出席した者の氏名

企画部長 清水保 企画部次長兼財政課長 篠原正裕

企画政策課長 和西禎行 企画政策課課長補佐 杉山洋子

企画政策課企画係長 宮本涉

教育部長 尾山邦彦

教育総務課長 吉岡忠司 教育総務課課長補佐 矢野亜希子

学校教育課長 三輪孝行 社会教育課長 河上雄治

6 傍聴人 なし

7 議事

(1) 開会

(2) 市長あいさつ

(3) 出席者自己紹介

(4) 協議事項

平成30年度の会議の進め方について

①教育振興基本計画の取扱いについて

②重点的に講ずべきべき施策について

(5) 閉会

(1) 開 会

○和西企画政策課長

定刻になりましたので、ただ今から平成30年度第1回山陽小野田市総合教育会議を開催します。私は山陽小野田市企画政策課の和西です。よろしく申し上げます。本年度4月の機構改革等に伴い、総合教育会議の事務が総務部秘書課から企画部企画政策課に所管が変わりましたので、

司会進行をさせていただきます。それでは、会議の議長は運営要綱により市長となっています。あいさつに引き続いて進行の方よろしく申し上げます。

(2)市長あいさつ

○藤田市長

皆様には、大変お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。昨年度は皆さんの御尽力によりまして、第二期山陽小野田市教育大綱を3月に定めることができました。厚く御礼申し上げます。

今年度のこの会議の進め方につきまして皆様方から御意見を頂戴したいと思っておりますので御協力のほどお願い申し上げます。それでは次第3の「出席者自己紹介」とありますので、順々に自己紹介をお願いします。

(3)出席者自己紹介

○自己紹介を行う

○藤田市長

ありがとうございました、では以上のメンバーで今年度よろしく申し上げます。それでは早速ですが、次第4の協議事項、「(1)平成30年度の会議の進め方について、①教育振興基本計画の取扱いについて」を事務局より説明をお願いします。

(4)協議事項 ①教育振興基本計画の取扱いについて

○吉岡教育総務課長

資料1を御覧ください。教育委員会事務局では平成30年度の総合教育会議の協議事項として教育振興基本計画の策定を議題としてお願いしたいと考えています。現在、本市では教育振興基本計画は未策定となっています。教育基本法第17条第2項では地方公共団体は前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとあります。国においては、第3期教育振興基本計画が平成30年6月に策定され、県の計画も現在見直しがされている状況でございます。

つきましては本年度、未策定である山陽小野田市教育振興基本計画を策定したいと考えています。この計画の位置付けとしましては、別紙「教育振興基本計画の位置付け」を御覧ください。第二次山陽小野田市総合計画を最上位計画としまして、その直下に第二期山陽小野田市教育大綱です。左側は、現在の位置付けです。現在、教育振興基本計画はございません。下位には学校教育、社会教育の指針あるいは子ども読書活動推進計画というような計画がございます。これが策定後につきましては総合計画の位置付けは変わりませんが、教育大綱と教育振興基本計画を含んだ計画を策定したいと考えています。

この計画につきましては、平成31年度から平成34年度までとし、第二期教育大綱の最終年度を一年延ばすことで教育振興基本計画との一本化をはかりたいと考えています。計画の次期見直しにつきましては、平成34年度に教育大綱と教育振興基本計画、両方を見直すことになりま

す。名称につきましては「山陽小野田市教育大綱・山陽小野田市教育振興基本計画」としたいと考えています。

今後の策定スケジュールでございますが、資料1により平成30年度内の策定を目指し、進めていきたいと考えています。必要に応じて素案段階で総合教育会議に図らせていただきます。また、公聴会等、関係団体との意見聴取も積極的に行い、12月にはパブリックコメントを実施し、2月に計画の最終審議、3月に議会への報告という流れで進めていきたいと考えています。

○藤田市長

今御説明いただいたことについての質疑がございましたらお願いします。また、教育振興基本計画を本総合教育会議で取り扱うかどうかということも含めて御意見を頂戴したいと思っています。

まず御質問がございましたら頂戴したいと思います。

私から一点確認ですが、策定後ということで、教育大綱それから教育振興基本計画この二つをセットにしたものというのが今回のお話でありますけど、このセットにしたものがいわゆる教育振興基本計画という名前になるんですか。教育大綱と基本計画がどちらが強いとかセットとか、その辺をもう少し明確にしてもらおうと分かりやすいのですが。

○吉岡教育総務課長

計画としましては大綱と基本計画は別と考えています。大綱については、あくまで理念を示したのになります。基本計画につきましては総合計画の更に詳しい詳細版、実行計画のようなものと捉えていただければと思います。

○藤田市長

今、説明されたところですが、資料1「(4)計画の基本理念等」のところでは教育大綱を前半に記載する。そして後半に主要施策や取組、具体的な計画を推進すると明記してあるので何となく全体の中の前半に、作っていただいた教育大綱を記載して全体の概念的な所はそこで押さえる。後半はより具体的にという形でこの文章を捉えたのですが、その辺りは二つのものを一つにしようとしているのか、それぞれ別で動こうとしているのかそれを含めて議論をしていこうと思います。

○吉岡教育総務課長

体系につきましても、この場で協議いただいて、先ほど申しました表（教育振興基本計画の位置付け）にもありますように、はっきりと分けてしまうかあるいは一つのものにしてしまうのか併せて協議させていただけたらと思います。

別紙A4の資料（教育に関する「大綱」の策定について）を御覧ください。教育振興基本計画その他の計画との関係については、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないという文科省の通知があります。

○藤田市長

ここで言っているのは大綱を作っていない場合において、教育振興基本計画を作る際にその大綱に当てはまるような理念を前半に入れるから大綱をわざわざ作らなくてもよいという趣旨だと思います。これは大阪市の例ですが、選択肢は色々ありますということでしょうか。

○尾山教育部長

これは下関市のものですが、大きな文字下関市教育大綱と書いてあって、小さな文字で下関

市教育振興基本計画でもあり、二個一個の作り方をされています。

○藤田市長

それは我々の判断で決めてよいということですか。

○尾山教育部長

そうです。これは法律が変わって平成27年4月に（教育振興）基本計画を作っている自治体は、それを大綱とみなせるなら大綱としてもよいということです。このような実例がありますので、全体としては教育振興基本計画の中で目標や施策の根本となる方針の部分を大綱とみなせるのではないかと私は考えていまして、下関市のような形で作ることができたらと考えています。

○藤田市長

教育大綱と教育振興基本計画を全部併せたもので、何かタイトルは付いてないのですか。

○矢野教育総務課課長補佐

併わせてということであれば、下関市のように併記としかされていません。

○藤田市長

分かりました。そういうことも含めて他市の現状であると御理解いただいて、本市の場合どうするかということで議論していただきたいと思います。

○砂川教育長職務代理者

教育委員会は上からの指令や市長からの意向に沿って動くのではなく、あくまで中立性の中で教育行政を考えていくのが教育委員会の本来の姿だと思っています。

今回あくまでも我々は教育基本法に基づくのが根本的な原点だと考えています。前回の総合教育会議の議事録の中で尾山教育部長は、「本来、総合教育会議は教育振興基本計画等、個別計画を審議する場ではありません。教育委員会と市長部局に共通する課題を取り上げ解決に向けて話し合う場です。今回大綱をつくったのは地教行法（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）に基づいて義務付けられているために作る。」ということ述べています。

私は、教育振興基本計画というのはあくまでも教育の振興を計画するものであって教育全体的な流れではないのでここで話すことではないと考えます。部長はどうお考えになりますか。

○尾山教育部長

教育振興基本計画だけのものであれば、教育委員会が作ったというものが多いです。ただ教育基本法には地方公共団体が作ると書いてあるので、あくまで市が作るとなっているんだと思います。大綱を兼ねるとなると総合教育会議の審議対象とせざるを得ないという思いです。

以前、私がそのように申し上げたのは、振興計画そのものは教育委員会が作ったらどうかと思っていたからです。

○砂川教育長職務代理者

振興計画という言葉自体は割りと考えやすいのですが、大綱とは何か、どういった意味の大綱を作ることになるのでしょうか。

○尾山教育部長

資料（教育に関する「大綱」の策定について）では、大綱とはこういうものだとし、大綱の定義も書いてありますので、これ以上のものはないと思います。

一番難しいのは大綱と振興計画を別々にすると両方とも理念を書くようになります。大綱、振興計画とも理想を求めるものは一つだと思いますので、分けて考えるとかえって複雑で説明しづらくなると思います。

○藤田市長

教育振興基本計画については、教育委員会で作っていただいて、総合教育会議で議論をしなく

てもよいという選択はありえますか。

○尾山教育部長

大綱と兼ねないのであれば可能です。

○藤田市長

資料（教育に関する「大綱」の策定について）の中で、教育基本法に「地方公共団体は、教育振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」とありますが、この総合教育会議でやりなさいということではないのですか。

○尾山教育部長

総合教育会議との関係は触れてはいないのですが、大綱と兼ねることができるという国の解釈から、この会議を挟む必要があると読み取れます。

大綱を兼ねないのであれば、本当は市が策定することになりますが、多くの自治体は教育委員会で策定しています。

○藤田市長

策定は、教育委員会でしっかり行っていただきますので、それをわざわざ総合教育会議の中で諮る必要があるのでしょうか。

○尾山教育部長

大綱と兼ねたいという思いが強く、その部分は少なくとも、ここで話ししなくてはいけないと思っています。

今ある大綱をべた付けするのであれば、確認作業はすぐに終わりますが、一部でも変わるのであれば、振興計画を作る過程で再度総合教育会議で諮る必要があります。

○藤田市長

大綱と教育振興基本計画のそれぞれの位置付けを御理解していただいた上で、教育振興基本計画を総合教育会議の場で取り扱うものなのかどうか、この辺りの皆様の御意見どうでしょうか。

○宮内教育長

総合教育会議で諮らない場合には、教育委員会事務局でこの原案を策定した後、教育委員会会議で諮って、決めるということになります。その前に総合教育会議を通すプロセスをとるかということ、

先ほどの吉岡課長の話では教育大綱は1年先延ばしして、教育振興基本計画と一体化させる話でしたが、単純に去年策定したものを吟味するのではなく、一体化する中で多少修正したものを検討する必要があり、それを総合教育会議に諮るということではどうか、を議論していくことになります。

○藤田市長

それではポイントとしまして、この3月にできた教育大綱をそのまま100%移行するか、教育振興基本計画の策定作業の中で少し微調整があるかもしれないので、その部分をこの総合教育会議で再度確認するのか、そこだけで議論させていただきます。

○尾山教育部長

最終的に二個一個にする場合、これをもって大綱とする意思確認は、総合教育会議で行うということになります。その場合、(現在の単体としての)大綱はなくなり、振興計画の中に盛り込むようになります。

○藤田市長

この大綱は、一年間かけて相当議論をされてできています。振興計画を策定する際に言葉を削除したり、付け加えるなどの議論が必要かどうかというところに疑問があります。完成品なの

で、それをまた手を入れる理由があまり見当たらないのですが。

○尾山教育部長

とりあえず教育委員会で作業を進めていき、本当に必要と感じた時に再度協議いただくのがよいのではないのでしょうか。

○宮内教育長

教育振興基本計画を教育委員会で作成し、教育大綱を一年先延ばしにして、34年度までに延ばしますという確認もこの場でお願いする必要もあります。

○砂川教育長職務代理者

教育振興基本計画とは教育を振興するという事ですから、例えば会議をもって校舎の建て替えや設備などの環境を良くすることなど、行政がお金を使って行う事業で、教育を振興させるための事業を検討するのが教育振興基本計画と理解してもよろしいでしょうか。

総合教育会議というのは市長がトップに立ち、行政も含めて貴重な予算を使う事業が計画されている時には当然ここに諮られてくるという捉え方をしてもよろしいでしょうか。

○尾山教育部長

以前は教育委員長が形式的なトップで実質的には教育長がトップの二頭体制でしたが、現在は市長が直接、教育長を指名し、市長の関与を強めたのが今の制度です。そのことから私は完全な中立ではなくなっていると思います。政治色が強いのは駄目ですが、その辺りは協議が必要ないというのではなく、できるだけ協議していくというスタンスも大事だろうと思っています。予算が必要なときだけ話し合うのではなく、協力しながら進めた方が上手くいくと思います。

教育だけで完結する仕事というのも段々少なくなってきていますので、積極的に話し合う必要があると思います。

○藤田市長

これは後ほど「②重点的に講ずべき施策について」になると思いますが、今全国的に問題になっていますブロック塀の問題について、これは教育委員会の担当がしっかりやってくれるのは当然ですが、通学路を見ていくと地域の方や学校だけでは対応しづらいところが出てきたり、市としてもしっかりそこをケアしていかないといけない対象になる可能性があると思います。そういったものが今まで以上に具体的に一緒に解決していく施策が出てくるのかなという思いがあります。

個々の大小があるので全てとは言いませんが、予算にかかるところは市長部局がそこに入るところまでは本来の仕事の中で行っておりますので、しっかり御提案いただいて我々も共有を進めながら財政と協議して進めます。全てをこの総合教育会議でという話ではないと考えます。

先ほどの話に戻りますが、教育大綱はこのままスライドするのであれば、ほぼ我々が総合教育会議で議論する必要はないのですが、少しでも修正しようとか、年次を変えようとかではなく内容について手を加えるということがあり得るのか、必要なのかという議論が最初にあってもいいのかなと、そこで方向性が決まるのではないかと思うのですが、皆さんはどうお考えですか。

○竹田教育委員

本当に自分としては望むべき大綱が出来上がったと思うのですが、この中には具体的な方策が何一つ入っていないのでこれから一つ一つ方策を出し、具現化していくという方向でこれを役立てていきたいので、その不一致というのは少ないのではないかと思います。必要性が出た時にここで諮ればいいのではないかと思います。

○中村教育委員

教育大綱に関してはそうやすやすと改定されるものではないと私は思っています。大綱の理念

に基づいて我々山陽小野田市の教育を取り組んでいく。これは動かしてはいけないのではないかと、私は大綱に関してはそう把握しています。

○棟久教育委員

私も竹田委員さん、中村委員さんと同じ意見です。これを基に枝葉になっていく施策を実施していくべきだと思います。これを変えるというのはよくないと思います。

○宮内教育長

教育大綱を作りあげた上で教育振興基本計画を作っていく、それが趣旨だと思いますので基本計画を作るために大綱をまた変えていくというのはおかしいと思います。

教育大綱をそのまま新たに教育振興基本計画を策定する中で一体のものとするとして、基本計画については教育委員会のほうで進めていくということで良いのではないかと、実際は今から協議していくと膨大になっていくと思います。円滑化を図るという意味でも、ここです承が得られれば教育委員会で行ってもよいのではないかと、思います。

○砂川教育長職務代理者

今の教育長の意見と一緒にです。

○藤田市長

では皆様方の御意見を頂戴いたしまして、教育振興基本計画は、この教育大綱をベースにしっかり進めていただくということにしていこうと思います。もし何か基本計画で大綱に関わることが出た時には総合教育会議にお伝えいただき審議をしていきたいと思っています。特に総合教育会議の中で、今回の件（教育振興基本計画）を審議するということは、必要ないということによろしいですか。

委員了承

(4)協議事項 ②重点的に講ずべき施策について

○藤田市長

今回は「②重点的に講ずべき施策について」、総合教育会議でぜひこういったテーマを取り上げていきたいということ、どちらかといえばフリートーク的になろうかと思っています。その前に事務局からお願いします。

○和西企画政策課長

では企画政策課からお話させていただきます。総合教育会議というのは御存知のとおり役割が三つあり、大綱を作成すること、重点的に講ずべき施策について話し合うこと、緊急の場合に講ずべき措置について話し合うこと、主に3つあります。

平成27年から本市においては総合教育会議を開催しておりますが、平成27年は第一期の教育大綱について、平成28年度は給食会計について、給食会計については重点的に講ずべき施策のカテゴリーで話し合われています。平成29年度は第二期大綱についてということで協議を行ってまいりましたが、今年度につきましては大綱の策定も終わりました、重点的に講ずべき施策についてどのような協議をこの場で進められるかということについて、資料を用意させていただきました。

資料2です。P10「総合教育会議の内容について」になりますが、平成29年度に文科省がアンケートをとった結果です。

市町においては大綱の施策の協議を行っているのが1656件あります。本市の場合は、ここ

で3年の内に2か年やっているということですが、その他学校や施設のことで多いものとしては、いじめのこと、学力の向上のことを総合教育会議で話し合われています。

その結果を受けて、同じ資料P 12には、「連携の強化により得られたこれまでの主な成果事例」の「市町村教育委員会における主な成果事例」として、ふるさと教育やキャリア教育を議題とすることで首長部局と連携した実践的な教育ができたとか、地域の財産と市民力を活用した学校づくり・地域づくりの推進、コミュニティ・スクールの導入促進、小規模校の統廃合などが成果としてアンケートで挙がっています。

これを踏まえまして資料3になりますが、昨年度、山口県においてどのような協議がされているのかというのをホームページ上ですが拾ってみました。教育委員会が中心となって行う案件と教育委員会と市長部局が連携して協議する案件と左と右に分けさせていただいています。

全国的な状況、それから山口県の状況、本市でのここ3か年の状況をお話させていただきました。

○藤田市長

他市等の情報もごございますので、それも参考にしながら皆様方のどのような意見でも結構です。御意見を頂戴させていただきましたらと思います。

○吉岡教育総務課長

総合教育会議で取り上げていただきたい議題について、資料「総合教育会議で取り上げて欲しい課題について」に基づき説明をさせていただきたいと思います。

まず1番です。小中学校の教室のエアコン設置につきましては、現在、市議会におきまして学校の校舎、施設の整備計画を策定後にエアコンの設置についての方針を定めたいと回答させていただいております。しかしながら、今回の夏の記録的な猛暑によりまして他県で児童が熱中症にかかり死亡する事故が発生しました。そういったことも踏まえ、全国的にエアコンの設置が喫緊の課題になっております。国も官房長官が先日エアコン設置の財政支援を行うという考えを表明しております。今後、国が示す具体的な方法を注視していきながら早期の設置に向けた協議をお願いしたいと考えています。

○三輪学校教育課長

学校教育課からコミュニティ・スクールの周知徹底についてです。本市のシビックプライドの推進と併せてコミュニティ・スクールの推進も行うことが重要ではないかと考えています。そもそもコミュニティ・スクールの目的は、児童生徒の課題を学校、家庭、地域で共有し解決を図り、よりよい学校づくりを進めることで質の高い学校づくりが地域の活性化にもつながると考えています。

子どもたちのために「してあげている」又は学校のために「何かしてあげているんだ」という第三者意識でなく、地域の子どもは地域で育てるという当事者意識を持つことは、現在シビックプライドにも挙げていますように自分たちでよりよいまちづくりに参加しているんだという同じ歩調にはなるのではないかと考えています。ですが現在のところまだまだコミュニティ・スクールの周知も不十分ですので、シビックプライドと併せて何かの取組で挙げていただければと思っています。

ここには挙げていませんが、学校教育課では教育環境の整備として、ICT環境もまだまだ十分ではないと捉えていますので、これについても協議させていただきましたらと思っています。以上二点でございます。

○河上社会教育課長

社会教育課からは、文化財保護の所管について協議を行っていただければと思っています。平

成31年4月1日に「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されます。本改正により景観、まちづくり行政や観光行政など他の行政分野も視野に入れた総合的・一体的な取組も可能にするため、教育委員会の専権事項である文化財保護を首長が管理、執行できる改正も盛り込まれており、文化財保護と文化財の活用による地域振興、観光振興を含めた総合的な観点から文化財保護業務の所管部署について協議をお願いします。

またこの内容につきましては、今後の国の動向、それから他市の状況を考えて協議をする必要があろうかと思えます。仮に所管替えとなった場合、山陽小野田市文化財保護条例の改正が必要となってまいります。その際には地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項によりまして、地方公共団体の議会は文化財の保護に関する条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聞かなければならないと定めておりますので、本件の協議をする場合には総合教育会議で協議をしていただければと思います。

○宮内教育長

資料1、2について、私の意見を補足させてもらえたらと思います。

エアコンの設置について、学校施設の整備計画を施行後とありますが、現実問題、平成32年度に埴生小学校のエアコンを設置することが決まっていますが、その他の学校については整備計画に基づいて今後、検討していくようになります。そうすると一番早くエアコンが設置されるのが平成32年度ですから2年ほど間が空きます。

その他の学校については、その年度以降になってくるので、どんなに早くとも3年先になります。でも現実的に考えると整備計画を基にということになれば、実際は、5年6年かなり先の話になります。ただ、政府は来年度のこの時期に間に合うように対応を考えていくというのですが、現実問題、来年というのは無理な話です。

しかし、早急に取り組む必要があるので、学校施設の整備計画とは切り離して、エアコンの設置については、早急な対応を考えていくと政治的な判断をしていただきたい。市長部局にも総合教育会議の中で要望等も出させていただき、早急な対応が実現できるように取り組んでいただきたいという願いがあります。

最近の状況では、ある学校の校長とも話をしたんですが、熱中症の症状を訴えた児童は今年13名いました。去年はいませんでした。去年は各教室に扇風機2台でしたが、今年は4台設置しています。扇風機を増やしても熱中症の症状を訴える子が13名いたという状況があります。それから朝方から気温が高い中で子ども達を5時間目6時間目まで教室に居させていいんだろかということを実際に悩みましたと校長が訴えてました。それらを踏まえ喫緊の課題として強く求めます。

それから2番目のコミュニティ・スクールの周知徹底について、シビックプライドもコミュニティ・スクールも目指す所は共通点があり、地域づくり・まちづくりです。コミュニティ・スクールも地域と共にある学校づくりを進めています。そういう意味からもシビックプライドもコミュニティ・スクールも一体的な共通理解のもと、進めていくのが重要であり、情報をお互い出し合うことがすごく必要ではないかと思えます。

今、山陽小野田市教育委員会が進めているコミュニティ・スクールについて公民館の存在がすごく大きく、山陽小野田市の強みは一小学校区に対し一公民館があり、これが整っている市町はそうはありません。社会教育課で公民館に指導してもらい、公民館が積極的に学校にも働きかけていく、公民館長が地域の第2コーディネーターとして学校と関わっていく、社会教育法の改正等によりこれまでは、市民の方々に教育の場を提供していく、生涯学習の場を提供していく等の公民館講座でしたが、今はそこで学んだことを地域にも還元していく必要があると言われていま

す。そういう意味で公民館で学んだ方が学校で指導、支援していただく、あるいは授業をしていくことをどんどん進めていかなければならないと考えています。

ですが、公民館の存在自体が今、他市町ではなくなっているところもありますし、山陽小野田市でも長寿命化計画で老朽化により建て替え等の必要性も出てきています。こういったことも提言させていただきたいです。

特に1、2はこの場での協議内容にさせていただきたいです。また文化財についてもお願いしたいと思っています。

○藤田市長

それでは委員の皆様どういった視点でもかまいませんが、御意見ございますでしょうか。

○竹田教育委員

2番目のコミュニティ・スクールの周知徹底というところに関係があることですが、私はコーディネーターとしても小中学校に入らせていただいております。やはりコミュニティ・スクールの広がりや頭打ちだと感じています。やっている人は一生懸命行い、広がっていますが、やはり市民の理解や地域の理解など最初のうちは勢いよく知らされていたかと思いますが、今は停滞気味であると感じます。

コミュニティ・スクールの将来を見据えた上で、理解を得られるような方法がないかと考えたときに、市長さんのお声で語っていただきたい。コミュニティ・スクールについて、学校の現場ではこういったことをやっているから皆さんもどうぞ参加してほしいと色々な場でお声を出していただきたい。他市の例で広報紙にコミュニティ・スクールが見開きに取り上げられたことがありました。そういう取組もしてみないと浸透や小さなところまで広がらないのではないかと考えておりますのでぜひ、広報紙でコミュニティ・スクールを大きく取り上げてもらい、シビックプライドと融合したように取り上げてもらうといいかなと思います。

もう一つは子育て支援にも関わらせていただいておりますが、山陽小野田市には地域協育ネットというものがコミュニティ・スクールより前に導入されていて、0歳から15歳の成長を見据えた学校支援を行っています。

問題は、やはり生まれてすぐの家庭教育であるということであり、どの現場でも言われていることですが、0歳から関わって情報をつなげていき、初めての人も関われるようにと思っているところで、そういうところから行政も横のつながりがとても弱いと感じています。色々なことをするに当たって、一番必要な人に声が届けられない、現場で動く人間としてはこういう思いをたくさん持っています。それぞれの課が開く会議について、どうしてもメンバーが偏っているので子育て全般に関わる人が一同に介すというような場が私の知る限り少ないのではないかなと思います。

不登校の子ども達も現場で増えています。それには小さな頃から、多くの方が家庭に関わり、支援に入れば良いのですが、学校に行けなくなって初めてどこかにつなごうと思うと、とても大変という思いがしております。そういう意味でも横のつながりを強めていける手立てがあればと思っています。

それからもう一つ防災計画、コミュニティ・スクールは学校を核とした地域づくりということですから、防災計画の中心を子ども達とか弱者、学校に置いていただき、それぞれの校区にそういった防災計画があるといざというときに良いと感じています。

○棟久教育委員

エアコンの設置についてですけど、まだ先になりそうだということで子ども達を熱中症から守るために、もっと積極的に大人が考えていかないといけないと思います。

授業の45分、50分の間にのどが渇いても授業規律からお茶を飲むことを許されない場面があるかもしれない。でもこういった事態なので授業中少しでも児童・生徒がのどの渇きを訴えたら授業中でもお茶を飲ませることを許可するなど、エアコンがついていない今、私達にできること、これから運動会もあるのでしていくべきだと思っています。

あと、私が最近気になることが、NHKのニュース等でも報道されている子ども達の通学時の荷物が大変重いと話題になっております。整形外科医の先生の話だと体重の15%ぐらいまでの荷物にしなればいけない。30キロの体重の子どもなら4.5キロ、でも実際は4.5キロの荷物より重たい荷物を背負っていて、まだ筋肉や骨格が出来ていない子どもたちに重い荷物を持たせて登下校させています。これもすごく気になっていて各担任の先生ごとや学校ごとの対応ではなく考えてあげるべきではないかと思います。私が気になるのは二点です。

○中村教育委員

私も10年以上、学校支援ボランティアとして関わっていますが、学校を核として地域づくりを目指すということは当初から私も思っていました。どこの市町村でも人口の減少、児童・生徒の減少等が言われていますが、第二次山陽小野田市総合計画の重点施策に「住んでみたいまち」、「住みよいまち」、「地域の特性を活かしたまち」、これを大きな目標として学校・公民館、地域の資源を活用して総合的に取り組むとなると教育行政だけでは実現していくのが容易ではありません。

そこで市長部局とも協力して、日頃から一緒に考えて、市を活性化していくという大まかな目標を私は掲げています。それを具体的に行うときに、なかなか行政だけではできません。住民と一緒にやって行く意識を市全体に広めていき、学校のコミュニティ・スクールで意識が醸成しつつありますが、更に広めていくためには市長部局と一緒に進めていくことが必要と思っています。

○砂川教育長職務代理者

教育大綱は去年、我々が一生懸命考えたことですが、こうして教育委員が市長さんに自分の思いをぶつけられる場を作っていただいたのは私は10年経ちますが初めての経験です。そういう意味では大綱は教育委員に力強い味方ができたという意識を持ち聞かせていただきました。

エアコンは、政府、菅官房長官も言うように補正予算を組んで、一斉にエアコン設置がされるだろうと思いますが、ただ今夏休みに入っていますので、家庭は大変です。校長先生が5・6時限まで居させていいのかと言っておられますが、とんでもない話であり、親は5時でも6時でもいいから預かってくれという意見を持っています。幼稚園も保育園も預かり保育をしており、小学校の児童館も給食まで食べて午前中預かり、少しでも親の負担を減らそうと各学校の校区頑張っています。エアコンはぜひ付けていただいて、児童館、図書館、学校も含め全部にエアコンを付ければ熱中症を予防できることは明らかです。予算が取れ、一斉にエアコンを設置すると、この会議の役割は大きいと思いますのでよろしくお願いします。

○宮内教育長

先ほどのエアコンの話でエアコン設置だけの議論だけではなく、エアコンが付いていない期間の対策も考えていく必要があるということも含めて、色々な考えが出てくるとと思いますのでぜひ、議題として挙げていただきたいと思います。

○藤田市長

今日は、ペーパーにも書いてあるようにエアコン・コミュニティ・スクール・文化財保護関係、子育て支援・防災計画というところが共通項として、御意見を頂戴しております。どれもこれも大変重要なテーマでございますので事務局と相談しながらですね、随時、協議をさせていただければと思います。

それで一緒に協議していく場でもありますが、併せて市長部局に対する御要望・御提案の面もあると思います。そうした場合に「分かりました。皆さんの意見を持って帰ります。」で終わっても深い議論ができません。全般的に企画部が対応することはできますが、個別で例えば子育て支援となると、子育て支援課長に来てもらわないと深い議論にならないと思います。そのあたりはそれぞれのテーマによって参加してもらおうということで事務局よろしいですか。

事務局了承

それでは今日頂いた中でも緊急性の高いものを含めてテーマが挙がっておりますので、まず今日頂いたものを順次どのように進めるのかを事務局で練ってもらいます。それで一つずつ紐解いていければと思います。

○和西企画政策課長

今頂いた議題の取扱いについて、若干お時間いただいて、また次回に協議を進めていきたいと思っておりますので、また御案内させていただきます。よろしいでしょうか。

委員了承

(5) 閉会

○藤田市長

では今日の協議事項の各項目すべて終了しました、全体を通して何か皆様御意見ありましたら、また事務局から何かありましたらお願いします。

○和西企画政策課長

特にありません。

○宮内教育長

議題には挙がりませんでした。ブロック塀について、通学路の点検は行いましたが、それでは十分ではなく、通学路と言いましても子どもが家まで行き着く先まで考えたら市内全域です。通学路の危険性をいうと地域の子供達は帰ってから遊びに行く地域の公園など、本当の意味での子どもの安全を考えましたら市内全域の話になります。

私が今、住んでいる自治会内の班では10軒家がありますうち、4軒はブロック塀があります。通勤途上の県道の道沿いはみんなブロック塀です。おそらく6段・7段の基準を超えているものがたくさんあります。これを学校が点検するにしても言うのは簡単ですが、現実問題なかなかそこまで踏み込めるものではないのではないかと、そこは各校だけでできることではないので、市全体として市民啓発等で考えていただく必要があるのではないかと思います。発言させていただきました。

○藤田市長

もう一度確認しますと、学校や公共施設に関わる場所は基準を精査して不適合かどうかは一応確認しています。それでどう対処するかは予算や緊急性の高さで順次対応しています。

今おっしゃった通学路は目視点検を含めて行っていますが、十分ではなく、基準に則ったものではないので正確性が欠けるということですか。

○宮内教育長

はい。子どもに注意喚起するだけで終わります。

○藤田市長

よほど危ない時は通学路を変えたりするのですか。

○宮内教育長

あります。埴生中で1か所あります。

○藤田市長

そこは民間の方の敷地ということなので、強制力がない状態ですか。あと目視確認なんですが、本当にどれだけの危険性があるか確認できていないというのが現状ですか。

○三輪学校教育課長

そうです。

○藤田市長

ブロック塀につきましては、市長部局としましてもどう対応するか議論をしております。それと他市の事例で、総合教育会議の議題としていじめがあります。これを特によろしいですか。

○宮内教育長

会議の必要性がある事例があれば、お願いします

○藤田市長

他に何か皆さん御意見ありますか。

特にないようですので事務局にお返ししますので締めて下さい。

○和西企画政策課長

市長、議事進行ありがとうございました、以上で本日の会議は終了になります。次回に向けてまた準備等させていただきます。

閉 会 14時50分

山陽小野田市総合教育会議運営要綱第6条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年10月15日

市 長 藤 田 剛 二 印

指名署名人 教育長 宮 内 茂 則 印

指名署名人 教育委員 砂 川 功 印

議事録を調製した職員 企画政策課課長補佐 杉山 洋子 印